

ASBJ、非化石価値の特定の購入取引における会計処理に関する公開草案を公表

Point
1

何に関する公開草案？

本公開草案は、発電事業者から需要家に電力の取引を伴わずに非化石価値を移転するいわゆるバーチャルPPAにおいて、需要家が非化石価値を購入するときの会計処理を定めるものです。なお、対象となる契約は、発電事業者と需要家の相対で行われ、需要家が発電事業者から再生可能電力の発電量に応じた量の非化石価値を購入する義務を負うものが想定されています。

Point
2

どのような会計処理が行われる？

需要家は、発電により生じた、非化石価値を受け取る権利について、金額を合理的に見積もることが可能となった時点において費用処理を行い、対価の支払義務に係る負債を計上します。会計処理は遅くとも発電月から3ヵ月後にあたる、国による電力量の認定時点までに行うこととされています。

Point
3

いつから影響がある？

公開草案の提案では2026年4月1日以後最初に開始する年度の期首からの適用開始が想定されており、早期適用も認められます。なお、適用初年度の期首において非化石価値を有しており、金額を合理的に見積もることができるものについては、当該金額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減することとされています。



ここに注目！

本公開草案は、近年、脱炭素、低炭素化への取組みの1つとしてバーチャル電力購入契約で取得した非化石価値と別途調達する再生可能電力でない電力を組み合わせることで、実質的に再生可能電力を調達したのと同じ効果が得られる手法が増加していることを受けて公表されたものです。

公開草案では、需要家は、発電により生じた非化石価値を受け取る権利について、遅くとも国による電力量の認定時点までに費用計上することが提案されており、従来口座残高の増加時に計上していた企業には、会計処理時点が早くなるため、影響が見込まれます。

また、発電事業者における会計処理は、本公開草案の対象外とされています。このまま最終化へと進むか、要注目です。